

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数		
事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究業務(業務委託)一式	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 坂川 直也 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月1日	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	56,540,972	56,500,000	99.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、社会的に影響の大きな事業用自動車の重大事故について事故要因の調査分析及び原因究明を行い、再発防止策を講じるといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みをとする。	有
自動運転車の事故に関する事故調査分析研究業務【業務委託】一式	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 坂川 直也 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月1日	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	44,147,755	39,700,282	89.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、自動運転車の事故原因の究明といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みをとする。	有
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 柘植 紳二郎 北海道札幌市北区北8条西2丁目	令和4年4月1日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現状把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力及び発信能力を有することが必要であり、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合においては、必要な情報収集を実施し、ラジオ、テレビ、直接電話等を通じて重大な事象が発生している旨の情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察、道路管理者両者において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された唯一の法人である。設立以来、同センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じて情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 このように、同センターは、北海道開発局等の道路管理者から情報を随時収集し、情報の分析と迅速な情報提供ができる体制を有している唯一の団体である。 また、本業務は災害時においても、業務を遂行することが求められるが、同センターは、電気通信事業法に基づき、災害時優先通信ができる「輸送の確保に重要関係がある機関」として総務大臣からの指定を受けている。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規定により左記相手方と随意契約を締結するものである。	77,871,000	77,871,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、道路交通の安全と円滑化の実現といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。	有
令和4年度民族共生象徴空間構成施設の管理運営業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 高橋 季承 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和4年4月1日	公益財団法人アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7	1430005001164	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号。以下「法」という。第9条第1項において、「民族共生象徴空間構成施設の管理を当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。))に委託するものとする。」が定められている。 指定法人の指定については、同法20条第1項の規定に基づき、令和元年5月24日付けで公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定されている。 以上より、当該業務を行う指定法人は、公益財団法人アイヌ民族文化財団であることから、契約の性質又は目的が競争を許さず、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	1,699,811,000	1,699,811,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、アイヌ文化の復興・創造等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、当該契約相手方は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)第9条第1項及び20条第1項の規定により特定されているものであり、見直しが困難である。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数			継続支出 の有無
令和5年地価調査業務	支出負担行為担当官 不動産・建設経済局長 長橋 和久 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月1日	公益社団法人日本不動産鑑定士 協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル	7010405010470	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等にあたっては、実施についての基準等を定めるための健全な競争の必要がある。また、標準地が全国の28,000地点に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,400人の鑑定評価員(以下「評価員」という。)も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必要であり、地域ごとの事情に応じて各評価員の業務の遂行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が必要である。 このことから、価格中心による一般競争には馴染まないため、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の公募を行ったところ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会1者から企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、実施方針、特定テーマに係る提案、実施体制の充実度、担当予定職員の適性等が的確であると認められたことから、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を本業務の実施者として最選格者と判断し特定したものである。 よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、左記と随意契約するものである。	41,987,000	41,850,600	99.7%	-	公社	国認定	1		本業務は、全国に設定する標準地の正常な価格を公表するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、自採の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和5年土地基本調査に係る法人土地・建物基本調査の標本設計等業務	支出負担行為担当官 不動産・建設経済局長 長橋 和久 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月1日	公益財団法人統計情報研究開発 センター 東京都千代田区神田神保町3-6	1010005018944	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務の遂行にあたっては、法人土地・建物基本調査の承認申請に対する統計委員会の答申(2017年12月19日統計委員会)や「公的統計の整備に関する基本的な計画(2018年3月6日閣議決定)」などの統計制度全体の動向を踏まえた法人土地・建物基本調査の課題を把握するとともに統計理論に対する知見を有する必要がある。 このことから、価格のみの競争にはなじまないため、企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、1者(公益財団法人統計情報研究開発センター)から企画提案書が提出された。 公益財団法人統計情報研究開発センターから提出された企画提案書の内容を企画競争有識者委員会及び企画競争委員会において審査した結果、業務内容を十分に理解していると同時に、法人土地・建物基本調査が抱える課題について優れた見識を有し、かつ、統計理論に対する豊富な知識を有していると判断された。 以上のことから、公益財団法人統計情報研究開発センターには本業務を実施するための適切な業務遂行能力があるため、当該業務の実施者として選定し、随意契約を行うこととした。	23,023,000	22,847,000	99.2%	-	公財	国認定	1		本業務は、総合的な土地政策の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後は、業務内容の更なる明確化の検討(取組むものとし、一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
アルメーレ国際園芸博覧会及びドーハ国際園芸博覧会出展調査	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 晋昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月1日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、2022年にオランダ・アルメーレ、2023年にカタール・ドーハにおいて開催予定の国際園芸博覧会への政府出展に関して、日本の有する造園文化や高度な造園緑化技術の海外展開により効果的なものとする方法を検討する。 本業務の履行にあたっては、政府出展の目的や整備内容等を定める実施計画と運営及び維持管理計画を検討するなど、出展企画に係る全体的なコーディネートや現地調整、設計、整備等の調整を行う能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配属予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、勝負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和4年2月21日から令和4年3月7日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、2者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても確信性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	11,990,000	11,979,999	99.9%	-	公財	国認定	1		本業務は、国際園芸博覧会への出展を通じた日本の造園・緑化技術や文化の海外展開の促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容に取組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の番号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数		継続支出 の有無	
海外日本庭園保全再生を通じた日本庭園に関する技術の普及・啓発のあり方検討調査	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 晋昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月1日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9100005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、維持管理に課題のある海外日本庭園の修復支援を実施し、外国人技術者でも庭園の維持管理を適切に行うことのできる分りやすいマニュアルの作成や講習会等を行うことで、保全再生に向けた技術的な知見を蓄積するとともに、国際園芸博覧会など国内外で開催される花と緑に関する博覧会等の機会を積極的に活用し、対日理解の促進やインバウンド促進等の観点からこうした日本庭園に関する技術の国内外に向けた普及・啓発のあり方について調査を行うものである。 本業務の履行にあたっては、海外日本庭園の修復計画の作成、修復事業を実施する能力及び修復後の庭園の維持管理マニュアル作成等を実施する能力、日本庭園に関する遠隔・緑化技術の効果的な情報発信のあり方について検討を行う能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和4年2月21日から令和4年3月7日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、2者が業務説明書の交付を求め、期限内に1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても、的確性・実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していることと判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	15,994,000	15,980,000	99.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、対日理解の促進やインバウンドの拡大、日本の造園・緑化技術や文化の海外展開の促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みをとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
先駆的な緑化関連技術開発のための実証調査業務	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 晋昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月1日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9100005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、民間の有する先駆的な緑化関連技術の確立とその全国への普及を促して緑化の質を確保するために、普及展開が期待できる先駆的な緑化関連の技術開発を実施する業者を募集し、技術開発結果の検証を行い、成果について取りまとめ、公表を行うことを目的とするものであり、本業務の履行にあたっては、都市緑地関係の専門的知見や調査分析能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和4年2月10日から令和4年3月3日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、3者が業務説明書の交付を求め、期限内に1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の趣旨を的確に理解し、特定テーマに対する企画提案についても、的確性・実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していることと判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	34,991,000	34,967,000	99.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、都市におけるグリーンインフラの社会実装の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	
都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策の推進等に関する調査	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 晋昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月1日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9100005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、パリ協定に基づく新たな枠組における、条約事務局に提出する都市緑化等による温室効果ガスの吸収量の算出に係るデータ整理を行うとともに、パリ協定の枠組みに対応した算定方法の検討のための調査等を行うことで、都市緑化等による地球温暖化対策への貢献を促進することを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、条約事務局への報告のための都市緑化等による温室効果ガス吸収量の算定や、新たに温室効果ガス吸収量を算定する緑地や他の算定方法についての検討等を行うための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和4年2月22日から令和4年3月8日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、5者が業務説明書の交付を求め、期限内に1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても、的確性・実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していることと判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	10,681,000	10,681,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、都市緑化等による地球温暖化対策の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の番号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数		継続支出 の有無	
2027年国際園芸博覧会における政府出展等の調査・検討業務	支出負担行為担当 都市局長 宇野 音昌 東京都千代田区霞が関2-1-4	令和4年4月1日	共同提案体(構成員) 公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、横浜市において2027年に開催を予定している国際園芸博覧会について、A1フランスの国際園芸博覧会として開催するためには、A1P(国際園芸家協会)の承認に加え、各国政府が加担するBIE(博覧会国際事務局)による認定を得る必要があり、BIEの認定申請に向けた業務を行うとともに、2027年国際園芸博覧会における国土交通省の政府出展の検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、認定申請書の修正等に際し、BIE事務局及び加盟国からの指導事項等を踏まえ修正を行うとともに、政府出展の検討を行うため、ヒアリングや専門委員会の開催を通して、広く有識者の意見を聴取し、出展内容を具体化するために必要な観点を提示する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を決定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和4年2月10日から令和4年3月3日までの期間、庁内掲示及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、3者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、2027年国際園芸博覧会における政府出展等の調査・検討業務フレック研究所・都市緑化機構共同提案体の企画提案が特定された。 その内容は、本業務の趣旨を的確に理解し、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、共同提案体と随意契約を行うものである。	29,997,000	29,964,000	99.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、2027年国際園芸博覧会の開催といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行ったこと、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みを加速し、競争性を高める見直しを行うとし、引き続き一者応募の解消に取り組みを加速する。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	
令和4年度地方都市における市街地再開発の推進方策等に関する調査・検討業務	支出負担行為担当 都市局長 宇野 音昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月1日	共同提案体(構成員) 公益社団法人街づくり区画整理協会 他2者 東京都千代田区区尾井町3-32	4010005018652	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、地方都市において豊かな自然を備えた周辺環境や歴史文化・景観などの魅力ある地域資源を活かしながら、中心市街地の再生を図る必要性が「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方討論会」の中間とりまとめ(令和3年4月)において指摘されている一方、かつて整備された市街地の老朽化・築高化が進み、市街地再開発等による市街地再生の必要性を把握した上で、床需要や収益性の見込みが乏しいこと等により事業化が進まないほか、事業完了後に再開発ビルの運営管理に支障をきたす事例も散見される状況に鑑み、地方都市における市街地再開発の推進方策等の検討を行うことを目的としている。 履行にあたっては、大規模な投資を伴わない市街地再開発の推進に係る制度的課題や補助制度のあり方や事業完了後を見据えた事業マネジメントのあり方等に関して検討することが必要である。 このため、本案件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を決定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和4年2月28日から令和4年3月14日までの期間、庁内掲示及び調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、5者が業務説明書の交付を求め、1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」に諮った結果、令和4年度地方都市における市街地再開発の推進方策等に関する調査・検討業務共同提案体の企画提案が優れていることから、共同提案体が特定された。 その内容は、実現性・的確性が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、共同提案体と随意契約を行うものである。	14,982,000	14,960,000	99.9%	-	公社	国認定	1	本業務は、大規模な投資を伴わない市街地再開発の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行ったこと、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みを加速し、競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みを加速する。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	
令和4年度新たな水環境管理に関する検討業務	支出負担行為担当 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月1日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011005003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、今後、排水基準が大腸菌群数から大腸菌数に変更された場合の下水道からの処理水に係る技術上の基準値等の検討を行うとともに、下水処理場における栄養塩類の能動的運転管理等に関する資料作成に加え、東京湾再生に向けた今後の対策等の検討や、「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)」の改訂を行うことを目的とする。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたことと、下水道処理場における消毒や処理水の栄養塩類に向けた運転管理対策を評価する際の項目や視点を踏まえ、より具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	48,015,000	48,015,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)」の改訂等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後は、参入条件等の見直し、契約準備期間の確保、業務内容の更なる明確化の検討、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みを加速し、競争性を高める見直しを実施することとし、一者応募の解消に取り組みを加速する。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数		
令和4年度今後の水環境改善のあり方に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月1日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術 機構 他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、流砂計画における課題や問題点を把握し、今後の制度のあり方等について有識者の意見も伺い、論点整理を行うものである。また、合流式下水道の改善対策について、限られた財政、人員の中で効果的な事業を推進していくための今後の制度のあり方等について検討するものである。 業務の実施にあたり、流砂計画及び合流式下水道の改善対策に関する今後の制度のあり方の検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたことと、水質環境基準の達成率の推移や今後の合流式下水道の改善対策に関する自治体の意向を踏まえた上で具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	29,854,000	29,095,000	97.5%	-	公財	国認定	1	本業務は、流砂計画における課題等を把握し、今後の制度のあり方等について論点整理を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今般は、参入要件等の見直し、契約準備期間の確保、業務内容の更なる明確化の検討、参入拡大を促進した適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを実施することとし、一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 村山 一弥 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月1日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10 教販九段ビル7階	2010005004175	本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集・整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容とする。 具体的には、委託業務実施要領の第5(1)に基づき情報について、各地方整備局に設置された職員や各地方整備局との機器接続により収集し、道路利用者に対し、適時適切に提供することである。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現状把握及び道路利用者への周知を行うものであることと、委託には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有する必要がある。また、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、道路利用者の交通の安全確保に重大な事象であることに鑑み、ラジオ、テレビ等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要性を背景に、道路交通情報の提供が、行政の責務・道路管理業務の一部として位置づけられ、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図ることを目的として開業した(昭和44年10月)にて警察庁・建設省の共管で設立された法人である。 当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職員を配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有しており、また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 さらに、災害等非常発生時においては、道路利用者に対し、緊急に情報提供することが求められるため、電気通信事業法に基づき、優先通信ができる「輪送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から指定を受けている団体である。 このように、現状において、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報を収集、提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化に資することができる唯一の団体である。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。	218,699,000	218,699,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、道路利用者の安全と利便を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。	有
海岸利活用や環境保全に関する推進 施策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月4日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、民間事業者等から海岸の利活用における阻害要因などの聞き取り、整理を行い、必要な支援や対応策を検討し、また、持続可能な海岸の利活用及び海岸環境の保全・回復に関する施策について検討、とりまとめることと、地域活性化に資する海岸の利活用を推進することを目的とするものであり、海岸利活用や海岸環境保全・回復に関する専門的な知識が求められる。 したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の企画提案は本業務に対する業務理解度及び特定テーマに対する企画提案の実現性が高く、企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	11,891,000	11,880,000	99.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、海岸での利活用を推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今般は、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化に取り組むなど競争性を高める見直しを実施することとし、一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
令和4年度自動運転車等に係る交通 事故分析及び道路構造からの再発防 止策検討業務	支出負担行為担当官 村山 一弥 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月5日	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7- 8 住友水産ビル8F	2010005018547	本業務では、関係省庁とも連携し、自動運転車等に係る交通事故に関するデータを収集・分析し、ととて道路構造及び運転者の車対する影響の調査及び再発防止策の検討を行う。また、過去に発生した交通事故データの分析等により、自動運転車等の事故発生要因を検討するとともに、自動運転技術等に係る情報収集を行い、交通事故リスク等の検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、ACC(車間距離制御装置)、LKA(車線維持支援)等を備えたASVIによる交通事故と事故発生要因の因果関係及び事故要因と効果的な対策の関係について、裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。当該交通事故の発生に関する情報を有しているのは、道路交通法第8条の十三の規定に基づき指定されている公益財団法人交通事故総合分析センターのみであり、また、自動運転車を含む交通事故に関するデータについても、公益財団法人交通事故総合分析センターのみが有している。さらに、公益財団法人交通事故総合分析センターは交通安全法第18条の十四により ①交通事故の実態に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に關係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ②交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故調査に係る情報は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあつての十分な情報、知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 従って、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号により、公益財団法人交通事故総合分析センターと随意契約を行うものである。	29,425,000	29,370,000	99.8%	-	公財	国認定	1	本業務は、道路交通の安全と円滑の実現といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数		継続支出 の有無	
雨水出水浸水想定区域における避難に資するトリガー情報検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月11日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術 機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、令和3年の水防法改正により、雨水出水浸水想定区域の指定対象が水位周知下水道の指定の有無に係らず下水道による浸水対策を実施する全ての団体に拡大したことを受けて、雨水出水浸水想定区域とあわせて、避難行動につなげるための情報として伝達する方法等を市町村地域防災計画に定めることとされている経緯に資するトリガー情報について、情報の有効性の確認や設定方法等を検討する必要があることから、モデル地区を対象として、流出解析モデルによる浸水シミュレーションを実施し、この検討結果を踏まえて避難に資するトリガー情報を検討することで、雨水出水浸水想定区域の指定に関する情報を推進し、比較的発生頻度が高く、社会経済被害が大きい内水氾濫における減災対策に資することを目的とする。 本業務の実施により、リーディング事例として地域の実情などの特徴を踏まえて避難に資するトリガー情報を検討することが必要不可欠であるため、今後、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたと認め、避難に資するトリガー情報を検討するうえでリードアイテムを考慮するなど、具体的な方法が示されており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	12,639,000	12,595,000	99.7%	-	公財	国認定		2	本業務は、社会経済被害が大きい内水氾濫における減災対策に資するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
人口減少を踏まえた下水道施設更新のあり方に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月11日	公益財団法人日本下水道新技術 機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 我が国の汚水処理人口普及率は令和2年度末時点で92.1%であり、令和8年度までに施設整備を概ね完了することを目指し整備を進めている。一方、今後人口減少の急速な進行が予想されており、国としても将来の人口減少を見据えた都道府県規模の見直しを推進している。地方公共団体は、下水道計画区域の縮小などの対策を行っているが、施設の老朽化や財政難等の課題も重なり、下水道事業を取り巻く環境は非常に厳しいものである。 一層厳しさを増す昨今の情勢を踏まえ、下水道事業の持続性向上のためのさらなる取り組みが必要である。 本業務では、下水道事業を持続的に運営していくために、人口減少を踏まえた施設の更新を行う上で必要があり、施設更新のあり方など将来施策の検討を行うことを目的とする。 本業務の実施にあたっては、下水道分野における効率的な施設更新に関する幅広い知見に基づき、既整備区域での下水道施設の更新のあり方に関する問題意識を踏まえた上で現行の法制度などの課題・懸念点等の解消に向けた改善を図るために高度な検討の実施が必要であり、企画競争する必要がある。 その結果、上記相手方の企画提案書は、本業務に対する理解度が高く、業務の目的にかなった「的確性」が評価できることから妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	19,987,000	19,811,000	99.1%	-	公財	国認定		2	本業務は、下水道事業を持続的に運営するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書内容の明確化など、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
下水道分野の革新的技術等の普及展開に向けた方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月12日	公益財団法人日本下水道新技術 機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 下水道事業においては、人口減少を踏まえた下水道経営を改善するための省エネ等によるコスト削減、増加する老朽化施設の適切な維持管理・更新、近年多発する集中豪雨への対応、下水道の有する資源・エネルギーの有効利用による循環型社会の構築や地球温暖化対策など、様々な課題を抱えている。 また、平成29年8月に策定された新下水道ビジョン加速戦略においても、下水道をめぐる社会情勢の激変等に列し、下水道事業の持続性をさらに高めるためのより効果的・効率的な技術開発が求められている。 本業務では、下水道事業における重点課題や自治体のニーズを把握し、今後実施すべき技術開発の方向性を検討するとともに、これまでに一層強化された革新的技術等の普及展開方策についてとりまとめ、下水道分野における技術開発を促進させることを目的とする。 本業務の実施にあたっては、下水道分野の技術開発に関する幅広い知識や、シーズとニーズのマッチングや他省庁の技術開発制度を踏まえた上で企画や、優良な技術シーズの発掘方法を踏まえた検討が必要不可欠であり、今後、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	21,109,000	20,933,000	99.2%	-	公財	国認定		1	本業務は、下水道分野における技術開発を促進させることといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後は、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化に取り組むなど競争性を高める見直しを実施することし、一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
R4荒川下流広報啓発活動補助業務一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 早川 潤 東京都北区志茂5-41-1	令和4年4月14日	公益財団法人日本生息系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、従来の河川行政への理解促進や荒川下流域における水防災意識、河川環境保全意識の向上のため、荒川知水資料館を拠点とした広報活動の推進、展示会・見学会等の運営補助を行い、事務所広報活動の円滑な履行をはかることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 公益財団法人日本生息系協会は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	14,784,000	15,015,000	101.6%	-	公財	国認定		1	本業務は、河川行政及び水防意識の理解促進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。 引き続き透明性の向上に努めるものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の番号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数		継続支出 の有無	
R4荒川下流学習支援運営補助業務一式	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 早川 潤 東京都北区志茂5-41-1	令和4年4月14日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	60133005001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川の特徴や荒川放水路建設の経緯、荒川の治水や自然環境の現状等に関する学習支援を行うことにより、水防災意識の向上及び河川環境保全意識の啓発につなげることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配属予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	14,993,000	16,830,000	112.3%	-	公財	国認定	1	1	有	本業務は、水防及び河川環境保全の意識啓発といった政策目的の達成のため必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
令和4年度河川に係る活動に関する検討分析業務	支出負担行為担当 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月19日	公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016782	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、水循環系の健全化に寄与する水防災、水環境、水文化分野などの河川に係る活動の範囲における水循環系への関心について広く調査し、その結果を踏まえて「日本水賞」の募集・企画、表彰審査及び表彰式の企画・運営方針に適切に反映・実施するための検討を行うことを目的とする。 本業務の実施において、水防災に関する基本的な理念である水防災意識社会の実現に向け、防災教育や避難訓練等の水害に関する地域防災について着目し、国の施策に沿った取り組みや活動特性に応じた活動内容の整理や調査分析を行う能力が必要な、豊かな経験と高度な知識が求められることから、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、「実施方針・実施フロー・工程表等」、「特定テーマに対する企画提案の的確性及び実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	27,973,000	27,973,000	100.0%	-	公社	国認定	1	1	有	本業務は、「日本水賞」の募集・企画といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今般は、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化に力を入れ、競争性を高める見直しを実施することとし、一者応募の解消に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
治水事業の効果に係る広報資料等作成業務	支出負担行為担当 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月20日	公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016782	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 気候変動の影響等により激甚化、頻発化する水害に対応するため、これまで着実に推進してきたが、さらなる治水事業の進捗および被害の縮小を図るためには、水害の実態やそれに対する流域治水等の河川行政や治水事業等の取組・効果について流域の関係者、ひいては国民全体の理解を得ることが不可欠である。 本業務では、近年激甚化する水害の被害状況を広く国民に周知するとともに、治水事業等による効果や河川行政の役割について発信するため、わかりやすい資料の作成等を行うものである。 本業務の実施にあたっては、治水事業や河川行政等に関わる高度な知識と技術が必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の企画提案は業務理解度や特定テーマに対する的確性及び実現性等の観点から優れていると企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を遂行しうる者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	11,737,000	11,726,000	99.9%	-	公社	国認定	1	1	有	本業務は、近年激甚化する水害の被害状況を広く国民に周知するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今般は、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化に力を入れ、競争性を高める見直しを実施することとし、一者応募の解消に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
令和4年度、持続性ある実践的多自然川づくりに関する方策検討業務	支出負担行為担当 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月20日	共同提案体 公益財団法人リバーフロント研究所 他1名 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 平成29年6月に、「河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会」の提言「持続性ある実践的多自然川づくりに向けて」がとりまとめられた。本業務では、提言に基づき取組として、多自然川づくりを一層推進していくために、河川環境の定量的評価及び将来を見据えた河川のあり方などを検討するとともに、多様な主体と連携して生態系ネットワークに関する取組を拡大させる方策について検討することを目的とする。 本業務の実施にあたっては、河川環境の評価と改善の考え方について、流域を含めた河川全体の関係性を把握した上で、河川の潮や湖などの環境要素と生物環境との関係を踏まえて定量的な河川環境の把握や評価方法を検討する必要がある。また、長期的な将来の河川像について、気候変動をはじめとする多面的な視点から河川をとりまく状況の変化を踏まえた検討をする必要がある。河川内の物理的、生態的特徴のみならず、流域も含めた河川環境について、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、業務内容を十分に理解したものであり、的確性・実現性が高く評価できるとして企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結する。	31,020,000	30,910,000	99.6%	-	公財	国認定	1	1	無	本業務は、河川環境の定量的な評価といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今般は、参加条件等の見直し、契約準備期間の確保、業務内容の更なる明確化の検討、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを実施することとし、一者応募の解消に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数			継続支出 の有無
下水道の脱炭素化に向けた効率的な 運転管理等の実施支援業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月21日	公益財団法人日本下水道新技術 機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 下水道では、これまで、平成26年7月に下水道政策研究委員会がとりまとめた「新下水道ビジョン」に基づき、水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点化を目指して各種対策を進めてきたところであるが、2030年地球温暖化対策の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素社会実現に貢献し、地域の生活の安定、向上につなげるために、下水道に有するポテンシャルの最大活用、温室効果ガスの積極的な削減、地球との連携といった更なる取組を図る必要がある。 本業務では、地方公共団体の下水道分野における省エネルギーを進めるために、モデル都市・地域を対象としたエネルギー消費の分析、具体的な省エネ施策の導入検討を行い、その知見を全国に展開することで下水道事業の脱炭素化の推進に資することを目的とする。 本業務の実施にあたり、実際にモデル都市・地域の省エネルギー診断を実施し、効果的な対策の検討を行う上で、下水道事業や地球温暖化対策に関する専門性が求められるため、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、的確性、実現性、独創性及び業務執行能力の観点から妥当であるとして、企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	20,262,000	19,932,000	98.4%	-	公財	国認定	1		本業務は、下水道の脱炭素化に向けた効率的な運転管理等の実施支援業務といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後は、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化に取り組みなど競争性を高める見直しを実施することとし、一者応募の解消に取り組みをとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
地域バイオマスや下水熱等の活用促進 に向けた検討支援業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月21日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術 機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 下水道では、これまで、平成26年7月に下水道政策研究委員会がとりまとめた「新下水道ビジョン」に基づき、水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点化を目指して各種対策を進めてきたところであるが、2030年地球温暖化対策の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素社会実現に貢献し、地域の生活の安定、向上につなげるために、下水道に有するポテンシャルの最大活用、温室効果ガスの積極的な削減、地球との連携といった更なる取組を図る必要がある。 本業務では、地域バイオマスの活用を通じた下水処理場のエネルギー拠点化や下水熱の活用促進に関する課題整理及び方策の検討を行うことにより、具体的な案件形成及び計画策定の補助を支援することを目的とする。 本業務の実施にあたり、下水処理場におけるエネルギー拠点化を検討する地方公共団体の課題に対する助言を行い、拠点化における課題の整理及び解決を行うことから、専門的知見に基づく検討が必要不可欠であるため、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、的確性、実現性、独創性及び業務執行能力の観点から妥当であるとして、企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	20,075,000	19,000,000	94.6%	-	公財	国認定	1		本業務は、体系的な案件形成及び計画策定の補助を支援するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後は、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化に取り組みなど競争性を高める見直しを実施することとし、一者応募の解消に取り組みをとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和4年度 河川環境教育推進検討 業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月27日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町 11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和2年度から全面実施されている新しい学習指導要領も踏まえ、河川環境教育を推進し、川の恵みと災い、水難事故防止等について広く効果的に普及啓発するため、支援ツールの作成や教育関係者への情報発信等を実施することを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、学校教育における河川環境教育の位置付けや、水難事故についての深い理解のもと、アクティブ・ラーニングの考えに基づく河川環境教育の取組を推進するための有用な支援ツール等の作成や、水難事故防止等を含めた効果的な情報発信方策について検討・実施する必要があり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、業務内容を適切に把握しており、的確性・実現性に優れていることから、企画競争審査委員会において特定された。よって、本業務を履行できるのは上記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。	11,022,000	10,989,000	99.7%	-	公財	国認定	1		本業務は、河川環境教育を推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後は、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化に取り組みなど競争性を高める見直しを実施することとし、一者応募の解消に取り組みをとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
下水道のエネルギー自立化に向けた 検討支援業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月27日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術 機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 下水道では、これまで、平成26年7月に下水道政策研究委員会がとりまとめた「新下水道ビジョン」に基づき、水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点化を目指して各種対策を進めてきたところであるが、2030年地球温暖化対策の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素社会実現に貢献し、地域の生活の安定、向上につなげるために、下水道に有するポテンシャルの最大活用、温室効果ガスの積極的な削減、地球との連携といった更なる取組を図る必要がある。 本業務では、地方公共団体の下水道分野におけるエネルギーの自立化を進めるために、モデル都市・地域を対象とした具体的な省エネ・創エネ施策の導入検討を行い、その知見を全国に展開することで下水道事業の脱炭素化の推進に貢献することを目的とする。 本業務の実施にあたり、実際にモデル都市・地域の省エネルギー消費等の実態を把握し、効果的な対策の検討、また導入スキームや事業化スケジュールの策定支援を行う上で、下水道事業や地球温暖化対策に関する専門性が求められるため、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、的確性、実現性、独創性及び業務執行能力の観点から妥当であるとして、企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	30,118,000	29,997,000	99.6%	-	公財	国認定	1		本業務は、下水道事業の脱炭素化の推進と持続可能性の向上に資するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後は、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化に取り組みなど競争性を高める見直しを実施することとし、一者応募の解消に取り組みをとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数			継続支出 の有無
洗剤被災橋梁の緊急診断法・補強法の提案	支出負担行為担当官 国土交通省大田官房会計課長 大沼 優之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月28日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 鉄道技術開発・普及促進制度は、鉄道分野における政策課題の解決を目的に、国が技術開発テーマを設定し公募の上、外部の学識経験者からなる鉄道技術開発課題評価委員会(以下「委員会」という。))による専門的・技術的な評価を踏まえ、技術開発機関を選定することとしている。 今後、技術開発テーマとして、「鉄道河川橋梁の防災機能向上に資する技術開発」を設定し公募の上、委員会による評価を行い、「洗剤被災橋梁の緊急診断法・補強法の提案(公益財団法人 鉄道総合技術研究所)が技術開発課題として選定されたものである。 当該期間は、上記のとおり選定された機関であり、審議会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	20,000,068	19,871,500	99.4%	-	公財	国認定	1	本業務は、鉄道技術の普及促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、最終の結果、と競争性の高い契約形態に移行することにより、競争性の向上・確保するため、令和5年度以降に参加者の有無を確認する公募手続きを実施することとする。	無	
河川橋梁の効率的な健全度判定システムの開発	支出負担行為担当官 国土交通省大田官房会計課長 大沼 優之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年4月28日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 鉄道技術開発・普及促進制度は、鉄道分野における政策課題の解決を目的に、国が技術開発テーマを設定し公募の上、外部の学識経験者からなる鉄道技術開発課題評価委員会(以下「委員会」という。))による専門的・技術的な評価を踏まえ、技術開発機関を選定することとしている。 今後、技術開発テーマとして、「鉄道河川橋梁の防災機能向上に資する技術開発」を設定し公募の上、委員会による評価を行い、「河川橋梁の効率的な健全度判定システムの開発(公益財団法人 鉄道総合技術研究所)が技術開発課題として選定されたものである。 当該期間は、上記のとおり選定された機関であり、審議会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	23,947,066	23,947,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、鉄道技術の普及促進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達適正化」(平成18年計第2017号)の趣旨を踏まえ随時契約しているものである。なお、本業務は令和4年度限りでの事業である。	無	
ガーデンツーリズムの効果的な普及促進等を通じた観光振興に関する庭園の管理・保全技術の普及のあり方検討調査	支出負担行為担当官 都府市長 宇野 晋昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年5月9日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、平成31年4月に創設された「庭園間交流連携促進計画登録制度(通称:ガーデンツーリズム登録制度)」について、運用及び国内外への効果的な普及促進を行い、観光振興に資する庭園の管理・保全技術の国内外に向けた普及のあり方について検討を行うとともに、国内外で実施される各種みどり関連の催事と連携し、国内外からの誘客促進を図るための調査検討を行うことを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、登録制度の適切な運用を図るための能力や、ガーデンツーリズムの国内外への効果的な普及促進を通じた観光振興に資する庭園の管理・保全技術の普及のあり方について検討を行う能力等が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和4年3月25日から令和4年4月8日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、7者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても、的確性・実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性・経験を有していることと判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	13,992,000	13,980,000	99.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、各地域における庭園間で連携した取組の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化等の観点から、競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有	
ゆとりとぎわいのあるウォーカー空間の創出の更なる推進に向けた調査検討	支出負担行為担当官 都府市長 宇野 晋昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年5月9日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 他2者 東京都文京区本郷3-23-1	9010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、国内外の事例調査等を踏まえ、立地適正化計画等関連する計画との連携やウォーカー空間の創出の新たな支援策、都市施設としてのあり方を検討することなど、広範な調査等を実施することであり、ゆとりとぎわいのある「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出に向けた取組のより一層の推進を図るものである。 本業務を行うにあたっては、都市政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当官や経歴及び本業務のテーマ等の検討方針についての幅広い提案を評価し、優秀な提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施計画を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性・経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、ゆとりとぎわいのあるウォーカー空間の創出の更なる推進に向けた調査検討公益社団法人日本交通計画協会・株式会社国際開発コンサルタンツ・日本工営株式会社共同提案体と随意契約を行うものである。	20,996,800	20,845,000	99.3%	-	公社	国認定	6	本業務は、ゆとりとぎわいのあるウォーカー空間の創出といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化等の観点から、競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数		
自動運転技術を活用した都市サービス展開のための都市インフラ再構築に関する調査検討業務	支出負担行為担当 都市局長 宇野 晋昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年5月9日	共同提案体(構成員) 公益社団法人日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、自動運転技術の活用を通じた社会的受容性の醸成、自動運転技術の導入促進に向けた都市政策のあり方及び早期実施に向けた機運醸成の検討を行うことを目的とする。 本業務を行うにあたっては、都市交通政策に関する検討業務を行った実績を有していることが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したこと、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、日建設総合研究所・日建設・日本交通計画協会共同提案体と随意契約を行うものである。	16,995,000	16,973,000	99.9%	-	公社	国認定	1	本業務は、自動運転技術を活用した都市サービス展開といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
社会情勢の変化を踏まえた駐車場施策に関する調査検討業務	支出負担行為担当 都市局長 宇野 晋昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年5月9日	共同提案体(構成員) 公益社団法人立体駐車場工業会 東京都中央区新川2丁目9番9号	2010005018460	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、駐車場に係る多様なニーズを把握し、駐車場に求められる施設や機能、構造等のあり方、エリアにおける地域特性を踏まえた駐車対策のあり方等について、データや先進的な取組事例等の収集・調査・分析を基にした検討を行い、もってまちの魅力向上に資する駐車場施策の推進を図ることを目的とする。 本業務を行うにあたっては、都市交通政策に関する業務を行った実績を有していることが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したこと、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、社会情勢の変化を踏まえた駐車場施策に関する調査検討業務 計画計画研究所・立体駐車場工業会・地域未来研究所共同提案体と随意契約を行うものである。	14,998,500	14,993,000	100.0%	-	公社	国認定	1	本業務は、社会情勢の変化を踏まえた駐車場施策の展開といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
下水道による総合的な都市浸水対策の推進方策検討業務	支出負担行為担当 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年5月12日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、下水道による内水浸水対策に関するガイドライン類の主な内容を踏まえ、気候変動の影響等を考慮した取組を推進するため、『気候変動の影響を反映した計画への見直し』『内水浸水想定区域図作成・公表・周知の加速化』等に向け、ハードとソフトを組み合わせた総合的な浸水対策の効果的な推進方策について検討し、浸水被害の早期軽減を図ることを目的とする。 業務の実施にあたり、『気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会』提言及び『下水道政策研究委員会制度小委員会』報告がとりまとめられており、当該提言等の内容を踏まえて、まずは、『気候変動の影響を反映した計画への見直し』『内水浸水想定区域図作成・公表・周知の加速化』に向け、総合的な浸水対策の効果的な推進方策を検討する際の留意事項に関する技術・知見が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、内水浸水対策に関するガイドライン類を踏まえることや、計画策定において課題となるシミュレーションモデルの構築に関する支援を検討する必要があることが理解された。また、河川協働に係る検討、多様な主体との連携の仕組み構築に向けた検討について、考慮すべき事項が適切に理解されていたこと、気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策の中長期的な計画の策定に向けた具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	40,953,000	40,920,000	99.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、浸水被害の早期軽減といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後は、参入条件等の見直し、契約準備期間の確保、業務内容の更なる明確化の検討、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを実施することとし、一者応募の解消に取り組みとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)		
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数				継続支出 の有無
雨天時における下水道の適正処理等に係る検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年5月12日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術 機構 他2者 東京都新宿区水道町0-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、「雨天時浸水対策ガイドライン(案)」に基づき、雨天時浸水対策計画に関する分析やデジタル技術を活用した対策実施に向けた検討等を行い、雨天時浸水の事故が発生している自治体において、雨天時浸水対策計画の策定の促進を目的とする。 本業務の実施にあたり、地方公共団体を対象としたアンケート調査を実施し、雨天時浸水対策を実施するうえで技術的課題や、対策を実施するうえでインセンティブの必要性等について述べられており、地方公共団体に対し雨天時浸水対策を促進するための課題解決に向けた方策を検討する際の留意事項に関する技術・知見が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 上記相手方の提案は、雨天時浸水の事故を把握するために必要な調査を行い、必要性を理解するために数値的な根拠を示す事が重要であり、デジタル技術を活用した調査方法を検討する事がより効果的であることや、流域下水道における計画策定及び対策の促進に向けた方針や考え方をとりまとめる必要があることが理解されていた。また、雨天時浸水対策計画策定の促進に向けた誘導方策の検討をする上で留意すべき事項について具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	24,937,000	24,915,000	99.9%	-	公財	国認定		1	本業務は、雨天時浸水対策計画の策定の促進といった政策的目的の達成のために必要な支出であるが、今後は、参入要件等の見直し、契約準備期間の確保、業務内容の更なる明確化の検討、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを実施することとし、一者応募の解消に取り組みものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	
令和4年度 事業用自動車に係る交通事故分析等業務	支出負担行為担当官 村山 一弥 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年5月27日	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8 住友水産ビル8F	2010005018547	本業務の目的は、交通安全対策の効果的な推進に資するよう、事業用自動車に係る重大事故に関する原因分析とその結果を踏まえたの道路管理者が取り得る交通安全対策の提案を行うこと及び交通事故が多く発生するエリア等と分析するとともに、事故件数等の経年的な推移や事故形態等との関係について明確化し、その削減方法について検討を行うことである。 本検討にあたっては、事業用自動車等の事故と事故発生要因の間因果関係並びに事故要因と効果的な対策の関係について十分な知識を有することが必要であるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 事業用自動車等の交通事故に関するデータについては、道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関する情報を有しているのは公益財団法人交通事故総合分析センターのみである。 また、公益財団法人交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ① 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ② 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③ 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあつての十分な知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 従って、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号により、公益財団法人交通事故総合分析センターと随意契約を行うものである。	24,959,000	24,860,000	99.6%	-	公財	国認定		1	本業務は、交通安全対策の推進といった政策的目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について(平成18年財計第2017号)」の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。	有	
自転車等の利用動向の変遷を踏まえた都市交通施策に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 守野 晋益 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年6月1日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、都市内における、これまでの自転車等の利用動向の推移を分析するとともに、それをふまえた将来予測等に基づき、今後の利用動向の変遷に関する検討を行う。また、その結果を踏まえ都市内における自転車等駐車場やシェアサイクル等の整備手法の検討を行うことを目的とする。 本業務を行うにあたっては、自転車政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い理解を評価し、優れた提案を遂行する企画競争を競争発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったことである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性が認められていると判断した。また、本業務の遂行にあつて十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、自転車等の利用動向の変遷を踏まえた都市交通施策に関する調査検討業務 公益社団法人日本交通計画協会・株式会社トーコン東京支店共同提案体と随意契約を行うものである。	11,999,900	11,957,000	99.6%	-	公社	国認定		1	本業務は、自転車の活用推進といった政策的目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うこと、競争性を高める取組みを実施したが、一者応募となつていないものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める取直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)		
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数				継続支出 の有無
国土数値情報における都市計画情報の充実方策に係る検討調査業務	支出負担行為担当官 都市局長 天河 宏文 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年7月11日	共同提案体(代表者) 公益財団法人都市計画協会 他2 者 東京都千代田区紀尾井町3-22	5010005018899	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務では、国土数値情報として公開されている都市計画区域や用途地域、立地適正化計画の区域等の都市計画決定情報のGISデータについて、データ項目の充実や定期的かつ効率的な更新手法等を検討するとともに、全国データの追加・更新を行うものである。 本業務の履行にあたっては、現在の国土数値情報の整備範囲、属性項目、品質基準等に準拠した全国のGISデータの整備や、効率的な更新手法等を検討するための高度な知識・技術を有していることが必要であり、本件は価値中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力・実施方針・実施フロー・工程費その他、特定テーマに対する企画提案等を詳細に、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和4年5月26日から6月15日までの期間、庁内公募および調査情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、8者が業務説明書の交付を求め、6月15日までに1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、国土数値情報における都市計画情報の充実方策に係る検討調査業務の提案者が、本業務について着実に企画競争が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	19,998,000	19,998,000	100.0%	-	公財	国認定		1	本業務は、都市計画情報のデジタル化の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取組を実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みとする。	無	
令和4年度 軌道整備推進に関する調査・分析・検討業務	支出負担行為担当官 丹羽 克彦 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年7月14日	共同提案体 公益社団法人日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務は、国内におけるサイドラゼーション方式を採用する路面電車の事例を調査し、今後の採用検討時の基礎資料とする。また、今後の軌道法許可に活用するため、軌道法許可路線の踏元等を調査・整理するものである。 実施にあたっては、軌道についての資金・ニーズ・技術動向、国策法令等の位置づけ、課題とその対策に関する豊かな経験と高度な知識が必要である。このことから、技術者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案をいただき、それを評価し、優れた提案を特定する企画競争に基づき提案書の審査を行った。 その結果、上記相手方は、国及び地方公共団体、軌道事業者等との数多くの事業実績を有しており、業務に対しての理解度が高く、企画提案においても軌道事業者へのアンケートを実施し、危険性の高い状況及び事故減少に向けた取り組み事例についてはヒアリングにて詳細に収集・整理するなど、具体的な手前の提案がなされていた。また、計画規模、構造的特徴、影響の範囲等に、道路交通の影響からみた課題の抽出及び必要な対応策の検討・整理を行うなど、実現性の高い提案がなされたことから、本業務において十分な知識があると評価し、本業務を遂行し得る業者であると認められた。 以上のことから、本業務を履行できるのは上記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。	10,527,000	10,494,000	99.7%	-	公社	国認定		1	本業務は、軌道経営の実情把握と安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であり、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、)競争性を高める取組を実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は令和4年度限りの事業である。	無	
令和4年度 鉄道の基礎構造物の設計に関する調査研究	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 須藤 明夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年8月30日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 鉄道構造物の設計に係る技術基準は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日付け国土交通省令第151号)第24条の解釈基準に鉄道構造物等設計標準(以下「設計標準」といふ)」が位置付けられている。構造物の設計は、その構造物を含む鉄道システムによって、安全および安定的な輸送の確保を図ることを目的としている。 先般、この目的がより明確になるように、設計標準については、すべての鉄道構造物の設計を対象に共通となる原則を「基本原則編」とし、その下に構造物の種別ごとに設計の方法、作用、構造解析、照査の方法等を規定した「構造物・構造要素編」、更に構造要素を構成する部位・部材に関する事項を規定した「部位・部材編」とした3冊となる新たな体系を整理したところである。 「構造物・構造要素編」として横りよう編より整備を進めており、「部位・部材編」としてコンクリート構造編、支保構造編を取りまとめた。引き続き、横りようの部位である基礎構造物を本体系に組み入れる必要がある。また、併せて構造解析モデルの高度化、実性能に対する調査精度や設計標準の高度化などを現行の課題に対応するための調査研究を行い、新たな基礎構造物の設計標準の整備が求められている。 このような調査の目的及び内容を鑑みれば、本請負事業を遂行する者には、構造物のみならず、運転、車両、電気等の鉄道技術に関する専門性や経験に加え、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見が求められるものである。 以上の諸条件を満たす者は、鉄道の総合かつ高度な技術研究が行われ、日本の鉄道技術を牽引する研究機関となる。公益財団法人鉄道総合技術研究所にこうした研究機関であり、既存の鉄道構造物の設計標準の原案を全て作成し、作成の経緯である調査研究成果、作成検討過程が同研究所に集約されている踏まえ、本調査の実施にあたっては、国内で唯一、同研究所に限られ、競争性の確保は極めて困難と判断される。当該法人は、参加者の有無を確認する公募手続きに基づき選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	19,995,253	19,910,000	99.6%	-	公財	国認定		1	本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取組を実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みとする。	有	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の番号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数		継続支出 の有無	
令和4年度 鉄道の基礎・抗土圧構造物の維持管理に関する調査研究	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 須藤 明夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年8月30日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 鉄道構造物の維持管理に係る技術基準は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日付け国土交通省令第151号)第87条の解釈基準に鉄道構造物等維持管理標準(以下「維持管理標準」という。)が位置付けられている。 維持管理標準には、維持管理の原則から各検査、措置、記録まで維持管理の一連の基本的事項が規定されている。一方で、近年では、地震や水害などの外的条件による状況が拡大しているもの、維持管理標準には、これらの実務事例に類し十分な記載がないことから、こうした維持管理の実務に資する情報が求められているところである。 このような状況を踏まえ、鉄道システムの一部である鉄道抗土圧構造物の構造形式に応じた現状の把握方法から対策の選定までの体系、水害や地震被害を受けた場合の検査・復旧方法に係る体系を整理し、維持管理の実務者が理解しやすい、維持管理標準の補足としての手引きをとりまとめることを目的とした調査研究を行うものである。 鉄道システムの一部である基礎・抗土圧構造物の維持管理に関する調査の目的及び内容を鑑みれば、本調査事業を遂行する者には、構造物のみならず、運転、車両、電気等の鉄道技術に関する専門性や経験に加え、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見が求められるものである。 以上の諸条件を満たす者は、鉄道の総合的かつ高度な技術研究が行われ、日本の鉄道技術を牽引する研究機関となる。公益財団法人鉄道総合技術研究所はこうした研究機関であり、既往の鉄道構造物の維持管理標準の原案を作成し、作成の基礎である調査研究成果、作成検討過程が同研究所に集約されている踏まえると、本調査の実施にあたっては、国内で唯一、同研究所に限られ、競争性の確保は極めて困難と判断される。当該法人は、参加者の有無を確認する公募手続きに基づき選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	13,993,810	13,860,000	99.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は令和4年度限りの事業である。	有	
令和4年度 鉄道トンネルの維持管理に関する調査研究	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 須藤 明夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年8月30日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 我が国の鉄道は、明治5年の新橋～横浜間の開業を皮切りに明治、大正時代から現在に至るまで多くの路線が整備されているところである。これら鉄道のストックは膨大であり、建設されてから100年以上経過している鉄道構造物も存在している。今後、これら鉄道構造物の安全性を確保するために、経済的かつ効果的に最適な維持管理手法の確立が望まれているところである。 鉄道構造物の維持管理にあたっては、鉄道システムを構成している一部である部材の特性を熟知した「診断」及び「評価」を行い、構造物の状態を把握するとともに、それに基づく適切な対策を講じることが重要となる。また、その精度の向上がより経済的かつ効果的な維持管理に結びつくものであると考える。 本業務は、鉄道トンネルの構造形式に応じた現状及び現状原因の把握から対策の選定までの体系、影響面から健全度判定の自動化、定量化手法等を整理し、維持管理の実務者が理解しやすい鉄道構造物等維持管理標準の手引きとして取りまとめることを目的として調査研究を行うものである。 鉄道システムの一部であるトンネルの維持管理に関する調査の目的及び内容を鑑みれば、本調査事業を遂行する者には、構造物のみならず、運転、車両、電気等の鉄道技術に関する専門性や経験に加え、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見が求められるものである。 以上の諸条件を満たす者は、鉄道の総合的かつ高度な技術研究が行われ、日本の鉄道技術を牽引する研究機関となる。公益財団法人鉄道総合技術研究所はこうした研究機関であり、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を全て作成し、作成の基礎である調査研究成果、作成検討過程が同研究所に集約されている踏まえると、本調査の実施にあたっては、国内で唯一、同研究所に限られ、競争性の確保は極めて困難と判断される。当該法人は、参加者の有無を確認する公募手続きに基づき選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	13,993,810	13,860,000	99.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。	有	
鉄道車両における次世代バイオディーゼルの実証・評価	支出負担行為担当官代理 国土交通省大臣官房参事官 木村 大 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和4年9月8日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 鉄道技術開発・普及促進制度は、鉄道分野における政策課題の解決を目的に、国が技術開発テーマを設定し公募の上、外部の学識経験者からなる鉄道技術開発課題評価委員会(以下「委員会」という。))による専門的・技術的な評価を踏まえ、技術開発機関を選定することとしている。 今般、技術開発テーマとして、「鉄道車両におけるバイオディーゼルの導入に向けた技術開発」を設定し公募の上、委員会による評価を行い、「鉄道車両における次世代バイオディーゼルの実証・評価」(公益財団法人 鉄道総合技術研究所)が技術開発課題として選定されたものである。 当該機関は、上記のとおり選定された機関であり、審議会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	84,578,769	84,512,000	99.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、鉄道技術の普及促進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、点検の結果、より競争性の高い契約形態へ移行することにより、競争性の向上を確保するため、令和5年度以降に参加者の有無を確認する公募手続きを実施することとする。	無	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数		
民族共生象徴空間への誘客推進委託業務	支出負担行為担当 北海道局長 橋本 幸 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和5年1月11日	公益財団法人アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7	1430005001164	<p>会計法第29条の3第4項 平決令第102条の4第3号 民族共生象徴空間構成施設の管理については、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号。以下「法」という。)第9条第1項において、「指定法人」に委託するものとされており、この指定法人については、法第20条第1項の規定により、民族共生象徴空間構成施設の管理、アイヌ文化の振興等に係る業務等を通じた運営を行うことができる認められるものを、全面を通じて一に限り、指定することとされているところである。</p> <p>そして、国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人として令和元年5月24日に公益財団法人アイヌ民族文化財団(以下「財団」という。)を指定したところであり、今般実施する「令和4年度民族共生象徴空間への誘客推進委託業務」は、法第9条第1項の「管理」の一環として行われるものであり、具体的には、民族共生象徴空間(ウホボイ)への誘客を通じて観光需要の回復と地域活性化を推進するため、積極的な広報の実施、コンテンツの充実、インバウンド等の来訪に対応した来場者サービスの向上を図る取組を実施するものである。</p> <p>したがって、本業務契約の相手方としては、指定法人である財団しかなく、法の規定により、契約の相手方が一に定められているものとして、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。</p>	1,217,953,000	1,217,953,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、アイヌ文化の復興・創造等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、当該契約相手方は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)第9条第1項及び同法第10条第1項の規定により特定されているものであり、見直しが困難である。	無

(注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。